

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]
第3章 出先機関	第3章 出先機関
第1節・第2節 [略]	第1節・第2節 [略]
第3節 広域振興局以外の出先機関	第3節 広域振興局以外の出先機関
第1款 総務部に属する出先機関（ <u>第29条</u> ・第30条）	第1款 総務部に属する出先機関（ <u>第28条の3</u> ・第30条）
第2款～第8款 [略]	第2款～第8款 [略]
第4節 [略]	第4節 [略]
第4章～第6章 [略]	第4章～第6章 [略]
附則	附則
（総務部の分課等及びその分掌事務）	（総務部の分課等及びその分掌事務）
第7条 [略]	第7条 [略]
2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。	2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。
管理担当の分掌事務	管理担当の分掌事務
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 東京事務所に関すること。	(4) <u>県税センター及び東京事務所</u> に関すること。
(5)・(6) [略]	(5)・(6) [略]
[略]	[略]
3・4 [略]	3・4 [略]
5 行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	5 行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]	[略]
公益法人担当の分掌事務	公益法人担当の分掌事務
(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託</u> に関すること。	(2) <u>公益法人</u> 及び公益信託に関すること。
(3)～(5) [略]	(3)～(5) [略]
[略]	[略]
6 [略]	6 [略]
7 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。	7 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]	[略]
設備担当の分掌事務	設備担当の分掌事務
(1) [略]	(1) [略]
	<u>県庁舎再整備担当の分掌事務</u>
	(1) <u>県庁舎の再整備</u> に関すること。
8 [略]	8 [略]
（ふるさと振興部の分課及びその分掌事務）	（ふるさと振興部の分課及びその分掌事務）
第8条 [略]	第8条 [略]
2～7 [略]	2～7 [略]
8 国際室の分掌事務は、次のとおりとする。	8 国際室の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]	[略]
国際企画担当の分掌事務	国際企画担当の分掌事務
(1) 国際施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること（ <u>観光・プロモーション室の</u> 主管に属するものを除く。）。	(1) 国際施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
9・10 [略]	9・10 [略]
（環境生活部の分課及びその分掌事務）	（環境生活部の分課及びその分掌事務）
第9条 [略]	第9条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
廃棄物対策担当の分掌事務	廃棄物対策担当の分掌事務
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(6) <u>二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る再生・整備</u> に関すること	
[略]	[略]

5～7 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、ふれあいランド岩手、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、いわてリハビリテーションセンター及びいわて子どもの森の管理に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

3 [略]

4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活福祉担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 岩手県立福祉の里センターの管理に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

[略]

5～8 [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 [略]

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

中小企業振興担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 下請企業の振興に関すること。

(7) [略]

[略]

4～6 [略]

7 観光・プロモーション室の分掌事務は、次のとおりとする。

プロモーション担当の分掌事務

(1) 観光客の増加及び県産品の販路拡大等に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光産業の振興に関すること（国内観光担当、国際観光担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

国内観光担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

[略]

(県税部)

第22条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の県税部に置かれる県税センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	県税センター	位置	所管区域
県南広域振興局	花巻県税センター	花巻市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡
	一関県税センター	一関市	一関市 西磐井郡

2 県税部及び県税部県税センターの分掌事務は、別表第2の1の表に掲げる事務とする。

(審査指導監)

第28条の2 [略]

2 審査指導監の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例（昭和41年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例（平成8年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立生涯学習推進センター、図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）に規定する岩手県立図書館、野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立野外活動センター、岩手県立学校設置条例（昭和32年岩

5～7 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

3 [略]

4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活福祉担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 孤独・孤立対策の推進に関すること。

(12) 岩手県立福祉の里センターの管理に関すること。

(13) [略]

[略]

5～8 [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 [略]

3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

中小企業振興担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 受託中小企業の振興に関すること。

(7) [略]

[略]

4～6 [略]

7 観光・プロモーション室の分掌事務は、次のとおりとする。

国内観光担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

[略]

(県税部)

第22条 県税部の分掌事務は、別表第2の1の表に掲げる事務とする。

(審査指導監)

第28条の2 [略]

2 審査指導監の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例（昭和41年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例（平成8年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立生涯学習推進センター、図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）に規定する岩手県立図書館、岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）第1条から第3条までに規定する中学校、高等学校及び特別支援学校並びに

手県条例第11号)第1条から第3条までに規定する中学校、高等学校及び特別支援学校並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年岩手県条例第25号)に規定する警察署(以下「出先機関等」という。)に係る収入金の収納(地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金並びに母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。)に関すること。

(2)～(16) [略]

(総務部に属する出先機関の内部組織)

第30条 総務部に属する出先機関に、別表第4に掲げるところにより、部を置く。

2 部の分掌事務は、別に定める。

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等(以下この条において「室課等」という。)に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
いわて農山漁村発イノベーション支援センター	[略]
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるところとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]		
	I L C 推進局	首席 I L C 推進監	[略]
		I L C 推進監	<u>上司の命を受け、国際リニアコライダ</u> <u>ー建設の実現についての企画及び立案に</u> <u>参画するとともに、局の事務で特に命ぜ</u> <u>られた事項を掌理する。</u>
	[略]		
	消防安全課	[略]	
	会計課	[略]	
[略]			
広域振興局	[略]	[略]	
	地域振興センター、総務センター、県税センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、普及サブセンター、農村整備センター、水産振興センター、土木センター、整備事務所及びダム管理事務所	[略]	

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年岩手県条例第25号)に規定する警察署(以下「出先機関等」という。)に係る収入金の収納(地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金並びに母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。)に関すること。

(2)～(16) [略]

(県税センター)

第28条の3 県税センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
岩手県県税センター	盛岡市

第28条の4 県税センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第5条第1項及び第2項の規定により県税センター所長に委任された県税及びこれに附帯する徴収金の賦課徴収に関すること並びに特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金の賦課及び徴収(督促に関するものに限る。)に関すること。

(2) 納税奨励に関すること。

(3) 納税証明に関すること(岩手県県税条例第114条の規定による証明書の交付に限る。)

(総務部に属する出先機関の内部組織)

第30条 総務部に属する出先機関に、別表第4に掲げるところにより、部及び課を置く。

2 部及び課の分掌事務は、別に定める。

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等(以下この条において「室課等」という。)に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
いわて地域資源活用・地域連携サポートセンター	[略]
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるところとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]		
	I L C 推進局	首席 I L C 推進監	[略]
	[略]		
	消防安全課	[略]	
	事業推進課	I L C 推進監	<u>上司の命を受け、国際リニアコライダ</u> <u>ー建設の実現についての企画及び立案に</u> <u>参画するとともに、課の事務で特に命ぜ</u> <u>られた事項を掌理する。</u>
会計課	[略]		
[略]			
広域振興局	[略]	[略]	
	地域振興センター、総務センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、普及サブセンター、農村整備センター、水産振興センター、土木センター、整備事務所及びダム管理事務所	[略]	

	[略]	
	宮古土木センター及び 岩泉土木センター	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
総務部 に属す る出先 機関		
	東京事務所	[略]
	[略]	[略]
農林水 産部に 属する 出先機 関	農業研究センター	[略]
	部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	農業改良普及センター	[略]
	課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を処理する。
	[略]	[略]
	[略]	[略]

	[略]	
	宮古土木センター	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
総務部 に属す る出先 機関	県税センター	所長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
		課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	東京事務所	[略]
	[略]	[略]
農林水 産部に 属する 出先機 関	農業研究センター	[略]
	部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	農業改良普及センター	[略]
	課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を処理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	[略]	[略]
	[略]	[略]

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁	[略]	
	室、課及び所	特命参事 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課又は所の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		技術特命参事 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課又は所の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
	[略]	[略]
	[略]	[略]

区分	職	職務
本庁	[略]	
	室、課及び所	特命参事 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課又は所の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長、総括課長若しくは所長に事故があるとき、又は室長、総括課長若しくは所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		技術特命参事 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課又は所の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長、総括課長若しくは所長に事故があるとき、又は室長、総括課長若しくは所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	[略]	[略]
	[略]	[略]

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、専門幹スポーツ医・科学員、専門幹講師、専門幹特別税務調査員、専門幹通信技師、専門幹消防教官、専門幹社会福祉主事、

職	職務
行政職	教授、コーディネーター、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、専門幹スポーツ医・科学員、専門幹講師、専門幹特別税務調査員、専門幹通信技師、専門幹消防教官、専

	<p>専門幹障がい者福祉司、専門幹児童福祉司、専門幹相談調査員、専門幹児童心理司、専門幹心理判定員、専門幹児童指導員、専門幹職業指導員、専門幹生活指導員、専門幹児童自立支援員、専門幹技術指導員、専門幹農業普及員、専門幹林業普及指導員、専門幹水産業普及指導員、専門幹建築員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導吏員、魚類防疫員</p>
	[略]
研究職	<p>首席専門研究員、専門幹学芸員、専門幹研究員、上席専門学芸員、上席専門研究員、主任専門学芸員、主査専門研究員、主任専門研究員、専門学芸員、専門研究員、学芸員</p>
	[略]
医療職 (2)	<p>専門幹心理相談員、専門幹獣医師、専門幹薬剤師、<u>専門幹栄養士</u>、専門幹診療放射線技師、専門幹臨床検査技師、専門幹衛生検査技師、専門幹理学療法士、専門幹言語聴覚士、上席心理相談専門員、上席獣医師、上席薬剤師、<u>上席栄養士</u>、上席診療放射線技師、上席臨床検査技師、上席衛生検査技師、上席理学療法士、上席言語聴覚士、主査心理相談専門員、主査獣医師、主査薬剤師、<u>主査栄養士</u>、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査衛生検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士、主査理療士、主任心理相談専門員、主任獣医師、主任薬剤師、<u>主任栄養士</u>、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任理療士、心理相談専門員、獣医師、薬剤師、<u>栄養士</u>、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療士</p>
	[略]

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等
盛岡広域振興局	経営企画部	<u>企画推進課</u>
	<u>産業振興室</u>	
		[略]
	県税部	
	<u>納税室</u>	<u>管理課</u>
		<u>納税課</u>

	<p>専門幹社会福祉主事、専門幹障がい者福祉司、専門幹児童福祉司、専門幹相談調査員、専門幹児童心理司、専門幹心理判定員、専門幹児童指導員、専門幹職業指導員、専門幹生活指導員、専門幹児童自立支援員、専門幹技術指導員、専門幹農業普及員、専門幹林業普及指導員、専門幹水産業普及指導員、専門幹建築員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導吏員、魚類防疫員</p>
	[略]
研究職	<p><u>コーディネーター</u>、首席専門研究員、専門幹学芸員、専門幹研究員、上席専門学芸員、上席専門研究員、主任専門学芸員、主査専門研究員、主任専門研究員、専門学芸員、専門研究員、学芸員</p>
	[略]
医療職 (2)	<p><u>コーディネーター</u>、専門幹心理相談員、専門幹獣医師、専門幹薬剤師、<u>専門幹管理栄養士</u>、専門幹診療放射線技師、専門幹臨床検査技師、専門幹衛生検査技師、専門幹理学療法士、専門幹言語聴覚士、上席心理相談専門員、上席獣医師、上席薬剤師、<u>上席管理栄養士</u>、上席診療放射線技師、上席臨床検査技師、上席衛生検査技師、上席理学療法士、上席言語聴覚士、主査心理相談専門員、主査獣医師、主査薬剤師、<u>主査管理栄養士</u>、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査衛生検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士、主査理療士、主任心理相談専門員、主任獣医師、主任薬剤師、<u>主任管理栄養士</u>、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任理療士、心理相談専門員、獣医師、薬剤師、<u>管理栄養士</u>、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療士</p>
	[略]

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等
盛岡広域振興局	経営企画部	
	<u>経営企画室</u>	
		[略]
	県税部	<u>納税課</u>
		<u>課税課</u>

	課税室	直税課 間税課
	[略]	
県南広域振興局	経営企画部	企画推進課
	産業振興室	産業振興課 観光商業・食産業課
	[略]	
	県税部	[略]
	花巻県税センター	納税課 課税課
	一関県税センター	納税課 課税課
	[略]	
	土木部	[略]
	[略]	[略]
	北上土木センター	[略] 治水環境課 建築指導課 西和賀出張所
	遠野土木センター	管理用地課 道路河川整備課 建築指導課
	一関土木センター	[略] 道路河川環境課 建築指導課
	[略]	[略]
	[略]	
沿岸広域振興局	経営企画部	企画推進課
	復興推進室	
	産業振興室	
		[略]
	県税室	
	宮古地域振興センター	[略]
	県税室	納税課 課税課
	大船渡地域振興センター	[略]
	県税室	
	[略]	
	土木部	[略]
		管理課 用地課 道路整備課 [略]
	宮古土木センター	[略] 復興まちづくり課 建築指導課
	岩泉土木センター	管理課 用地課 道路整備課 河川港湾課 建築指導課
[略]	[略]	
[略]		
県北広域振興局	経営企画部	企画推進課
	産業振興室	
		[略]

	[略]		
県南広域振興局	経営企画部		
	経営企画室	産業振興課	
	[略]		
	県税部	[略]	
	[略]		
	土木部	[略]	
	[略]	[略]	
	北上土木センター	[略] 治水環境課 西和賀出張所	
	遠野土木センター	管理課 道路河川整備課	
	一関土木センター	[略] 道路河川環境課	
	[略]	[略]	
	[略]		
	沿岸広域振興局	経営企画部	
		経営企画室	
復興推進室			
		[略]	
県税室		納税課 課税課	
宮古地域振興センター		[略]	
大船渡地域振興センター		[略]	
[略]			
土木部		[略]	
		管理課 道路整備課 [略]	
宮古土木センター		[略] 復興まちづくり課	
岩泉土木センター		管理課 道路整備課 河川港湾課	
[略]		[略]	
[略]			
県北広域振興局	経営企画部		
	経営企画室		
		[略]	

	県税室	
	二戸地域振興センター	[略]
	県税室	
[略]		

	県税室	納税課
		課税課
	二戸地域振興センター	[略]
[略]		

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条～第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
[略]							
86 県税、特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金の賦課徴収及び滞納処分に関すること並びに個人の市町村民税及び森林環境税並びにこれらに附帯する徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。	○	○			○	○	[略]
87 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。	○	○			○	○	
88 納税証明に関すること。	○	○			○	○	

[略]

2・3 [略]

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部土木センター	
[略]			
2 地域の土木及び住宅施策の推進に関すること。	[略]	1 [略]  2 [略]	
3 道路、河川、港湾、海岸（他部等の主管に	[略]	1 [略]	

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター及び県税部の分掌事務（第20条～第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部		
[略]							
86 <u>岩手県県税条例第5条第1項及び第2項の規定により広域振興局長に委任された県税及びこれに附帯する徴収金の賦課徴収及び滞納処分に関すること、特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金の徴収（督促に関するものを除く。）及び滞納処分に関すること並びに個人の市町村民税及び森林環境税並びにこれらに附帯する徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。</u>	○				○		[略]
87 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。	○				○		
88 納税証明に関すること。	○				○		

[略]

2・3 [略]

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部土木センター	
[略]			
2 地域の土木及び住宅施策の推進に関すること。	[略]	1 [略] 2 <u>県南広域振興局土木部花巻土木センター</u> にあつては、北上土木センター及び遠野土木センターが分掌する地域の住宅施策の推進に関する事務（建築物及び工作物に係る技術的審査、指導その他これらに類する事務に限る。）を併せて処理する。 3 [略] 4 <u>県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び岩泉土木センター</u> にあつては、地域の住宅施策の推進に関する事務（建築物及び工作物に係る技術的審査、指導その他これらに類する事務に限る。）を除く。	
3 道路、河川、港湾、海岸（他部等の主管に	[略]	1 [略] 2 <u>盛岡広域振興局土木部岩手土木センタ</u>	

属するものを除く。5の項において同じ。） 、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事並びに都市計画、下水道、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び土砂災害警戒区域等の土砂災害防止に係る建設工事に関すること。			2 県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事に関する事務を併せて処理する。
--	--	--	---

[略]

6 公有地の拡大の推進に関すること（土木部の主管に属するものに限る。）。	○		
--------------------------------------	---	--	--

[略]

8 土木事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。	[略]		県南広域振興局土木部の花巻土木センターにあつては北上土木センターが、一関土木センターにあつては千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
[略]			

10 市町村が行う補助工事の指導監督に関すること（水産部の主管に属するものを除く。）。	[略]		県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
---	-----	--	--

[略]

23 景観形成に関すること。	[略]		盛岡広域振興局土木部にあつては岩手土木センターが、県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては千厩土木センターが分掌する建築物及び工作物に係る事務を併せて処理する。
----------------	-----	--	---

属するものを除く。5の項において同じ。） 、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事並びに都市計画、下水道、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び土砂災害警戒区域等の土砂災害防止に係る建設工事に関すること。			一、県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び岩泉土木センターにあつては、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事に関する事務（建築物及び工作物に係る工事契約、工事監理、技術的審査、指導その他これらに類する事務に限る。）を除く。 2 3 県南広域振興局土木部花巻土木センターにあつては、北上土木センター及び遠野土木センターが分掌する県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事に関する事務（建築物及び工作物に係る工事契約、工事監理、技術的審査、指導その他これらに類する事務に限る。）を併せて処理する。
--	--	--	--

[略]

6 公有地の拡大の推進に関すること（土木部の主管に属するものに限る。）。	○	○	1 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び大船渡土木センターに限る。 2 沿岸広域振興局土木部の宮古土木センターにあつては岩泉土木センターが、大船渡土木センターにあつては同部が分掌する事務を併せて処理する。
--------------------------------------	---	---	---

[略]

8 土木事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。	[略]		県南広域振興局土木部の花巻土木センターにあつては北上土木センター及び遠野土木センターが、一関土木センターにあつては千厩土木センターが、沿岸広域振興局土木部の宮古土木センターにあつては岩泉土木センターが、大船渡土木センターにあつては同部が分掌する事務を併せて処理する。
[略]			

10 市町村が行う補助工事の指導監督に関すること（水産部の主管に属するものを除く。）。	[略]		1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センターにあつては、建築物及び工作物の補助工事に関する事務を除く。 2 県南広域振興局土木部花巻土木センターにあつては、北上土木センター及び遠野土木センターが分掌する建築物及び工作物の補助工事に関する事務（建築物及び工作物に係る技術的審査、指導その他これらに類する事務に限る。）を併せて処理する。 3 県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。 4 県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び岩泉土木センターにあつては、建築物及び工作物の補助工事に関する事務（建築物及び工作物に係る技術的審査、指導その他これらに類する事務に限る。）を除く。
---	-----	--	--

[略]

23 景観形成に関すること。	[略]		1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター、県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び岩泉土木センターにあつては、建築物及び工作物に係る事務を除く。
----------------	-----	--	---

[略]		
28 市町村の公営住宅等の用途廃止に係る審査に関すること。	[略]	1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センターを除く。
[略]		
33 [略]		2 県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
34 公共的施設のひとにやさしいまちづくりの推進に関すること。		
[略]		
35 削除		
36 長期優良住宅建築等計画等の認定等に関すること。		
[略]		
39 [略]		
[略]		
41 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること。	[略]	1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センターを除く。 2 県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
[略]		

[略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
総務部	[略]	
	管財課	管理担当課長 設備担当課長
	[略]	
[略]		
商工労働観光部	[略]	
	観光・プロモーション室	プロモーション課長 国内観光担当課長 国際観光担当課長
[略]		

別表第4 総務部に属する出先機関の部（第30条関係）

		2 県南広域振興局土木部花巻土木センターにあつては、北上土木センター及び遠野土木センターが分掌する建築物及び工作物に係る事務を併せて処理する。
[略]		
28 市町村の公営住宅等の用途廃止に係る審査に関すること。	[略]	1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター、県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び岩泉土木センターを除く。 2 県南広域振興局土木部花巻土木センターにあつては、北上土木センター及び遠野土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
[略]		
33 [略]		
34 公共的施設のひとにやさしいまちづくりの推進に関すること。		1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター及び県南広域振興局土木部千厩土木センターを除く。 2 県南広域振興局土木部一関土木センター並びに沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び岩泉土木センターにあつては、建築物に係る事務を除く。 3 県南広域振興局土木部花巻土木センターにあつては、北上土木センター及び遠野土木センターが分掌する建築物に係る事務を併せて処理する。
[略]		
35 削除		
36 長期優良住宅建築等計画等の認定等に関すること。		1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター、県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び岩泉土木センターを除く。 2 県南広域振興局土木部花巻土木センターにあつては、北上土木センター及び遠野土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
[略]		
39 [略]		
[略]		
41 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること。	[略]	1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター、県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び岩泉土木センターを除く。 2 県南広域振興局土木部花巻土木センターにあつては、北上土木センター及び遠野土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
[略]		

[略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
総務部	[略]	
	管財課	管理担当課長 設備担当課長 県庁舎再整備担当課長
	[略]	
[略]		
商工労働観光部	[略]	
	観光・プロモーション室	国内観光課長 国際観光担当課長
[略]		

別表第4 総務部に属する出先機関の部及び課（第30条関係）

出先機関	部
岩手県東京事務所	[略]

出先機関	部	課
岩手県県税センター	[略]	管理課
		法人課税課
		自動車・軽油課税課
岩手県東京事務所	[略]	

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。
[略]	
[略]	

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項並びに公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第38条において読み替えて準用する同法第34条第1項及び第3項、第35条並びに第37条並びに同法附則第16条において準用する同法附則第13条第1項及び第3項並びに第14条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。
[略]	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者	合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者
盛岡地区合同庁舎	[略] 盛岡広域振興局  岩手県県央保健所 [略]	[略]	盛岡地区合同庁舎	[略] 盛岡広域振興局 <u>岩手県県税センター</u> 岩手県県央保健所 [略]	[略]
[略]		[略]	[略]		[略]
花巻地区合同庁舎	県南広域振興局総務部花巻総務センター <u>県南広域振興局県税部花巻県税センター</u> 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター [略]	[略]	花巻地区合同庁舎	県南広域振興局総務部花巻総務センター  県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター [略]	[略]
[略]		[略]	[略]		[略]
一関地区合同庁舎	県南広域振興局総務部一関総務センター <u>県南広域振興局県税部一関県税センター</u> 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター [略]	[略]	一関地区合同庁舎	県南広域振興局総務部一関総務センター  県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター [略]	[略]
[略]		[略]	[略]		[略]
[略]		[略]	[略]		[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第1（第2条—第4条関係）					別表第1（第2条—第4条関係）					
		組 織					組 織			
		職 等					職 等			
知事事務局長	出先事務関係部局	[略]			[略]			[略]		
		盛岡広域振興局	[略]		盛岡広域振興局	[略]		盛岡広域振興局	[略]	
			県税部	納税室管理課長		県税部	納税課長			
		盛岡広域振興局	[略]		盛岡広域振興局	[略]		盛岡広域振興局	[略]	
		県南広域振興局	[略]		県南広域振興局	[略]		県南広域振興局	[略]	
盛岡広域振興局	県税部	[略]	盛岡広域振興局	県税部	[略]	盛岡広域振興局	県税部	[略]		

振興局	県税センター		
	[略]		
	土木部	[略]	
	土木センター	管理課長又は管理用地課長	
	[略]		
	沿岸広域振興局	経営企画部	管理主幹 県税室長
		地域振興センター	管理主幹 県税室長（宮古地域振興センターにあつては、県税室納税課長）
		[略]	
	県北広域振興局	経営企画部	管理主幹 県税室長
		地域振興センター	
[略]			
総務部に属する出先機関	岩手県東京事務所	[略]	
[略]			
商工労働観光部に属する出先機関	岩手県大阪事務所	次長（次長が欠けたときは、主査（庶務を担当するもの））	
	岩手県名古屋事務所	次長（次長が欠けたときは、主査）	
	[略]		
[略]			
[略]			
教育委員会の事務局	[略]		
局	岩手県立図書館	[略]	
	岩手県立野外活動センター	次長	
[略]			

別表第2（第3条関係）

組 織		職 等	
知事の出先事務部局	[略]		
	広域振興局	[略]	
		県南	[略]
		広域振興局	県税部 [略]
			県税センター
		[略]	
	沿岸広域振興局	経営企画部	総務課長
		地域振興センター	別に命ずる職員
		[略]	
	[略]		
総務部に属する出先機関	岩手県東京事務所	[略]	
[略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

振興局	[略]		
	[略]		
	土木部	[略]	
	土木センター		
	[略]		
	沿岸広域振興局	経営企画部	管理主幹
		県税室	納税課長
		地域振興センター	管理主幹
	[略]		
	県北広域振興局	経営企画部	管理主幹
県税室		納税課長	
地域振興センター		管理主幹	
[略]			
総務部に属する出先機関	岩手県県税センター	管理課長	
	岩手県東京事務所	[略]	
[略]			
商工労働観光部に属する出先機関	岩手県大阪事務所	次長	
	岩手県名古屋事務所	次長	
	[略]		
[略]			
[略]			
教育委員会の事務局	[略]		
局	岩手県立図書館	[略]	
[略]			

別表第2（第3条関係）

組 織		職 等	
知事の出先事務部局	[略]		
	広域振興局	[略]	
		県南	[略]
		広域振興局	県税部 [略]
			[略]
		[略]	
	沿岸広域振興局	経営企画部	総務課長 別に命ずる職員
		地域振興センター	
		[略]	
	[略]		
総務部に属する出先機関	岩手県県税センター	別に命ずる職員	
	岩手県東京事務所	[略]	
[略]			
[略]			